

日時：令和7年8月18日（月）  
午後1時30分から3時30分まで  
場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

〔議事資料〕

議事(1) ツキノワグマ管理事業実施計画

- ・令和6年度管理事業実績報告書(県実施分)
- ・令和8年度管理事業実施計画書(県実施分)
- ・令和6年度管理事業実績報告書(市町村実施分)
- ・令和7年度管理事業実施計画書(市町村実施分)

議事(2) 指定管理鳥獣捕獲等事業(ツキノワグマ)令和7年度実施計画書(案)

〔報告資料〕第四期ツキノワグマ管理計画の一部改正について

〔参考資料〕

- 資料1 ツキノワグマに関する各種データ
- 資料2 緊急銃猟ガイドライン(簡易版)

1 事務局:(配付資料の確認、議事以降の写真撮影・録画録音禁止の説明、部会委員の紹介を行った)

2 挨拶(砂金自然保護課長より挨拶を行った)

本日はお忙しい中、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会にご出席いただき感謝申し上げます。また、この度は引き続き委員にご就任いただき誠にありがとうございます。

さて本県では地域個体群が著しく増加し、人との軋轢が生じているニホンジカ、イノシシ、ニホンザル及びツキノワグマの四獣種に関して、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、人との共存が保たれる生息状況を目指して管理事業を実施しているところである。

特にツキノワグマについては、その生息が豊かな自然環境の指標となる一方、農業被害や林業被害が発生しており、令和5年度は全国でクマ類による人身被害が相次ぎ、平成18年の統計開始以来、過去最多を記録するなど、人との軋轢が非常に深刻な問題となっている。

県としては第四期宮城県ツキノワグマ管理計画、及び、国の対策方針に基づき、生息状況の調査、被害対策、個体数の管理などを行うとともに、今後も人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図りながら、人とツキノワグマが共存できるよう進めて参りたいと考えているところである。

本日はツキノワグマ管理計画に係る令和6年度事業の実績と、令和8年度事業の計画についてご審議いただくとともに、今年度から指定管理捕獲事業を実施するため6月2日に管理計画についてご審議いただいたが、実施に際し指定管理鳥獣捕獲等事業の令和7年度実施計画についてご審議いただきたいと考えている。

限られた時間となるが、よろしく願います。

3 開会(青井部会長より挨拶、開会宣言を行った)

今年度から指定管理鳥獣捕獲事業のツキノワグマが宮城県でも始まることになり、今までにない新たな人とツキノワグマの共存を模索するということになると思う。非常に重要な案件であるので議事2の方では皆さんのご意見を承りたいと思う。

今各所でツキノワグマ被害が発生しているが、少しでもそのような被害を抑えて人とツキノワグマが共存できるような社会を目指していけるよう、皆さんのお知恵を拝借したいと思うのでよろしく願います。

事務局:(定足数の報告が行われ、委員8名中8名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開

であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。)

#### 4 議 事

##### (1) ツキノワグマ管理事業の実績及び計画について

部会長:ツキノワグマ管理事業の実績及び計画について事務局の方から説明願う。

事務局:(説明)

部会長:ただいま事務局から説明があった内容について、皆さんからご質問・ご意見があればいただきたい。

大西委員:まず 1 ページの令和6年度実績の方から、2番目の林業被害で常態化しているという話があったが最初に説明いただいた2枚組の方では林業被害が0円になっている、なぜか。

事務局:こちら毎年定例的な調査をしており、その結果が0だったということである。常態化しているの部分については被害を被害だと思っていないとか、そもそも認識していないということもあるということ。

大西委員:まず1ページ目のグラフが錯誤捕獲を有害に含めたものを何故最初に持ってくるのか。何年も前から14ページに錯誤と有害を分けたものが書かれているが何年か前に宮城県で錯誤捕獲をきちんと洗い出してもらったというのはやってもらって、錯誤が非常に多いというのを全部出して、いい例としていろんなところで使っている。それなのにここにきてどうして錯誤を有害に戻すということをしてしまったんだろうと思う。14ページのように錯誤と有害を分けるというのがデフォルトだ。最初から錯誤は錯誤という枠を作ってほしい。青森県では、今まで無かったため、管理計画では最初からこの3つでカテゴリーをしてデータを取っている。例えばブナとの豊凶の関係性を見るところでもここが全部有害だとわからない。それに2ページ目のグラフは被害金額との関係だが、被害金額を抑えるために有害捕獲をしているのではないのか。

あと気仙沼での個体数調査の結果が出てきているが今回全くカメラにも映らなかったのは、豊作の影響だと思う。一方、18 ページ目の表で5箇所エリアを切ってそれぞれ調査地域を回していくのはわかる。調査をしなかったところは自然増加分がかかっているのだと思うが、全部地域によって増加率が違うということを前提とするならそれはそれでいいが、都市によるバラつきはどうして起きているのか。

事務局:まず 1 点目だが、2ページ目の錯誤捕獲を有害に入れるという話。おっしゃるとおり、錯誤はクマを獲る目的ではないところでやって、クマを目的として捕獲するのも捕獲なので、こちら委員ご指摘のとおり修正が適切かなと思うので、こちら修正させていただきたいと思う。

個体数調査の結果だが、今調査結果を改めて確認を取り、ご連絡をさせていただく。

部会長:資料1の3ページ、令和8年計画の個体数管理のところ管理計画に基づく捕獲上限数 470頭は令和8年も予定しているということだが、今回、生息数がかなり減少したので、ここは来年の計画の捕獲上限に反映させなくていいのか。減っていれば当然上限数も下がると思うが、いかがか。

事務局:ただ今ご指摘のとおり、実施計画でもあるので直近の生息状況の調査に基づいて上限数を柔軟に変更していくということも1つになると考えている。一方で若干横ばいだったのが、今回大きく減少の傾向が見られているので、必ずしもこれまでの過去数年の取り組みの流れを反映させるかどうか議論があるとは思いますが、今回の管理計画を策定するときに捕獲上限数をそのままあてはめさせていただいたという状況である。事務局としては、令和8年度においても、こちらの捕獲上限数を 470 頭にさせていただくということではいかがかと考えている。

一方で470頭獲ってしまうと依然、数百頭ということで大きくさらに減少してしまうので、直近の捕獲数でいけば470頭まではいいとはいえない。しかし、実際獲れた場合どうなるのかということを見ると、減少のリスクはあるのではないかと思う。

この部分については次期の計画も含めてだが、管理の数字のあり方については、いろいろご意見をいただければと思う。現状このように考えているところだ。

部会長:せっかく個体数が出たのに管理計画に反映されないということ自体は、いかがかなと思う。部内でご検討をいただきたいと思う。その他いかがか。

鵜野委員:資料2ページ目のグラフに関してグラフの真ん中あたりの有害捕獲数と被害金額が同時に同期して上がっているのは平成18年あたりだと思うが、近年、令和になって有害数は多いが被害金額は下がっているという状況はどういった理由によるものと考えられるか。つまり錯誤捕獲の錯誤捕獲数が多いためという理由なのか、もしくは電気柵の設置が進んでいるからという形になるのか。教えていただきたい。

事務局:具体的に電気柵の状況がどうなのかまだわからない。委員ご指摘の部分も含めて、今、複数の要因が重なり結果として有害の捕獲数がという感じでありつつ、被害の金額自体は減少傾向にあるところが多いと思う。錯誤捕獲についても令和6年度の錯誤捕獲の数としては先ほどの14ページにもあったとおり、半分超が錯誤捕獲というような状況であり、クマに特化した形だけでなく被害防除の取り組みを各地域でご対応いただいている結果として、被害金額が下がっているということも十分考えられると思う。他にも要因はあるかと思うが、ご指摘いただいた内容でごもつともだなと思うが、被害金額が下がって捕獲数が増えているという根拠となるデータについては今、手元にないので回答は今後させていただきたいと思う。

大西委員:部会長の発言に対してだが、個人的には上限、捕獲の目標値ではなくて上限なので、実際錯誤を含んだとしても令和2年にマックス260~70である。と現状ここをいじることはないかと思う。この計画があと1年なので、次の計画の時にそのあたりを毎年見直すとか。山形県は既に毎年見直す計画になっているので、そこを盛り込んでいけばいいのかなと思う。

あと13ページに、今までの個体数推定についての経緯と目撃件数のグラフがあるが、確かにここ数年ピークを迎えているという傾向はあるが、平成28年の大量出沒があった年である。その2年前の状態1600頭とあって、あの年もかなり大変だったと思うので、その年と比較して非常に多いということなので、個人的な意見としてはまだ減らしても大丈夫だと思う。現状は部会長が懸念されている数値については上限ということで目標ではなく、まだまだ倍近く余裕があるということなので今、慌てて修正する必要はないと思う。

部会長:特に反対はしない。先ほど大西委員から意見があったように5年間は全く上限をいじらないというのは硬直した計画になってしまうが、多くの県は毎年見直して去年これだけ獲ったから、今年はこれくらいにしようということをやっている。ぜひ宮城県もこれからは毎回、計算をして新たな上限数を設けるという方向に持ってほしいと思う。今年度についてはあと1年だけなので、今後柔軟な対応を検討してほしい。

事務局:現行の計画上、捕獲上限の設定を5年間は区切りとして行うという書きぶりになっている。これは前期の計画をベースに作っている部分もあるので、この5年10年の間の部分で、委員の方々からご指摘いただいたとおり他の県の状況などを確認させていただきつつ、計画の構成の仕方としてその部分については実施計画の方でご審議いただきながら数字を変えていくというようなことができるような管理計画の策定の仕方を模索していきたいと思う。

鶴野委員:ツキノワグマ管理事業計画の実績と評価のところの(3) 1ページ目の「出沒位置及び人身被害の情報収集、ホームページでの情報提供を行う」といったことなどが書いてあり、他県で人身被害があったとき加害個体を特定する体制がある県と無い県があると思うが、宮城県においては人身被害全ての加害個体を特定するのは難しいかもしれないが、死亡事例とか重症化した場合の加害個体を特定する体制をどうすると考えているか教えていただきたい。

事務局:当県の場合では人身被害が発生した場合の体制で問題個体を特定するということはフローの中に盛り込まれているということではないというような状況である。他の県に比べると若干少ない傾向もあり、今後どういった対応をするのかというのは他県の状況も踏まえながら検討していきたいと思う。

部会長:その他あるか。それでは議事1はこれで終了し、議事2に入る。

(2)指定管理鳥獣捕獲等事業(ツキノワグマ)令和7年度実施計画書(案)について

部会長:事務局から説明をお願いします。

事務局:(説明)

部会長:それではただいまの説明について、ご意見ご質問等よろしくをお願いします。

大西委員:計画の中身は特にコメントは無く、1ページ目の背景と目的のところ、まず一番大きいのは生息頭数が3147頭でこの域を目標とするのに、最新の個体数は2783頭である。3147頭を目標とするなら捕獲してはだめではないか。そのため、ここに書いてはいけないと思う、ここが一番大きいところ。一番上の生息拠点、東北が拠点だったら四国はサテライトなのか。生物学において拠点という概念はないとか、第3段落、「第四期ツキノワグマ計画

に基づく適切な個体数管理を進めていくためには」の最後の部分、個体数管理に取り組んでいく、となっているとか。ここは大幅に見直していただきたいと思う。

事務局:書きぶり調整する。

大西委員:捕獲事業の目的は、被害管理であり、住宅地への出没防止であるか。だから結果的に個体数を削減することによって出没を防ぎたいが、目的は出没防止なので、そこを目的として書かないと通じないと思った。

事務局:事業の実施のところが背景より目的のところのだと思うので、ご指摘いただいた内容を踏まえて、検討させていただきたいと思う。

部会長:2ページ5番目の捕獲の表について。これは2つの市で10頭か半分ずつか、各市10頭ずつか。

事務局:ご認識のとおりで合計10頭である。

部会長:1番上4番目の選定理由は事前の調査で生息を確認できていてというのは、これは当然のことだが、どこも生息している訳で、理由としては弱い気がする。例えば出没が近年顕著であるとか、そこで獲るといことがわかるような理由を書いた方がいいと思う。

事務局:令和6年度には生息状況や移動ルート等々含めて調査を実証させていただき、それを踏まえて被害防除の取り組みを地域で実施させていただいたということと踏まえて地域で捕獲事業にさせていただくということで考えている。今いただいたこと、これまでの令和6年度の取り組みを踏まえて選定理由の部分に関して修正させていただきたいと思う。

部会長:3ページ目の下の(2)に捕獲等をした個体の放置に関する事項とあるが、放置をするということはあるのか。

事務局:指定管理鳥獣捕獲の制度上、必要であれば放置することもあるように伺っているが、基本的に放置する前提ではないので実施しないということで書かせていただいている次第である。

部会長:その他あるか。無いようなので質疑を終了し、審議事項に関しては文言の修正等あったので連絡しながら修正をする。基本的には原案の通り了承するというところでよろしいか。

(一同意義なし)

では、ご異議が無いようなので原案を了承することとする。以上で本日の全ての議事を終了する。円滑な会議の進行にご協力いただき感謝する。

それでは事務局に進行をお返す。

事務局:青井部会長ありがとうございました。それでは4報告事項に入る。第四期ツキノワグマ管理計画の一部改正について事務局よりご報告する。

## 5 報告事項

### 第四期ツキノワグマ管理計画の一部改正について

事務局:(説明)

事務局:ただ今の事務局からの報告に関してご質問等ないか。

大西委員:新旧対照表は前回我々が議論したものなので今からコメントするのは、しまったなという感じだが、数の調整による捕獲を行わないものとするというのが、指定管理鳥獣捕獲はここではないのかと思ってしまう。出没を防ぐための捕獲だが、ダイレクトには数の調整で、これは多分昔の春クマ猟を言っていると思う。文言だけを見たら指定管理鳥獣捕獲と何が違うのかと思うが、パブリックコメントの5ページ目の右側の上から3段落目、「この事業は個体数管理を行う事業となる」と書いてある。つまり数の調整をするためと書いてある。

2つ目のコメントが、パブリックコメントの回答について、1人目の方のご意見に対して、例えば1つ目の2行目、「生息地の減少によるものであれば」と言っている。クマの出没が増えているのは、例えば森林が劣化しているとか、開発でクマの生息地が奪われたのであればというのに対し、この回答はここに関しては無視して、拡大については様々な原因が複合的に作用していると考えているということしか言っていない。つまり、生息地の減少も安

易に認めている。そのため、これを生息地の減少とは考えていないということをやはり書くべきだと思う。

そしてクマの分類について環境 DNA はそぐわないのはしょうがないとし、ここはいいとしてこの人はとにかく調査をすべきだと言っており、その回答が目的地マップを広げている。これも調査かもしれないが、この前、気仙沼で個体数調査もしており、ドローンを使って調査もしており、いろいろ調査をしている。調査をいろいろやっているということをどうしてしっかり書かないのか。これだと、やはり県は調査をしていないと取れる。

事務局: 委員からもご指摘いただいた点、なかなか回答が十分でなかった部分もあろうかと思うが、こちらはパブリックコメントの回答ということで宮城県として公表しているものだが、いただいたご意見は参考にさせていただき、今後の説明、情報発信というところに注意していきたいと思う。

部会長: 第四期はあと1年で終わるとなると、次の計画に向けて調査を始める必要があるかと思うが、例えば生息数調査を5箇所で行うのか。改正の年はどうなるのか。

事務局: これが始まったのが5年前くらいからだったかと思うが、来年度の案、次期の計画に向けてのデータの収集等については前回の改定も踏まえて検討して参りたいと考えている。令和8年度はローテーションを組んで調査を実施する想定でいたしたので、それで足りるか足りないかを含め確認させていただきたいと思う。

大西委員: 現行の管理計画を作るときに皆で議論し5箇所で行うのか、毎年ある固定プロットを決めてやるのかという議論の結果今のスタイルになったので、何年か前の計画を作った時の議事録をご確認いただければと思う。

事務局: 確認をして管理計画の策定の部分について通常部分も含め各種ご相談等できればと思う。

部会長: いずれにせよ来年度は方向性を決める会と審議する会の2回必要だということによいか。

事務局: 令和4年度の計画をご審議いただいた時は、令和3年度8月にまず1回目の部会を実施させていただいて、計画の案を策定させていただく中で実際にパブリックコメントや意見照会するための案を策定して12月に2回目の部会を実施させていただいたというスケジュールになっている。それを踏まえてパブリックコメント、意見照会をして令和3年度末に令和4年度からの計画を策定、公表させていただくというような手順だった。

## 6 情報提供

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部改正(緊急銃猟)について

事務局: 事務局から説明をお願いします。

事務局: (説明)

事務局: ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見等あるか。

鶴野委員: 環境省の方で、ハンターバンク登録(クマ人材データバンク)の話があったかと思うが、宮城県では具体的に何名くらいの方が登録されていて、一番疑問になっているのは、その場合、市町村で要求した場合の保険適用や物損の保証のようなものは市町村任せになっているか。どこまで県が把握しているのか、県の指導の方法も含めどうなっているのか教えていただきたい。

事務局: 照会を既にかけていて10名に満たないくらいの報告を環境省の方に報告させていただいていたが、このデータが個人名をふせた形で帰ってくるということだったので、それだとうまく対応できないかなということ、別途、猟友会さんの方に、こういった制度があり、ご協力できるかどうかということ等を照会させていただいているので、それが今週中あたりにとりまとまる予定なので、それをもとに情報提供しながら円滑に実施できるよう考えている。

もう1つが保険適用だが、市町村に照会をかけているところである。国の交付金の対象になっているので国の交付金を使いながら保険を使いたいというような市町村については、今のところ確認している状況である。

鶴野委員: 市町村で他の市町村の方の技術者を呼んだとして、その時の保険適用は、一般的には市町村が実施隊で確定かと思うが他から呼んだ場合というのはどういった保証が含まれているのか。それを含めて円滑に進んでいる状態にあるのかというのが一番問題だと思うが、どこまで把握されているか。

事務局:保険の適用の部分についても、今まさに保険会社から説明を受けているという状況である。私共も承知していない部分があり、委員ご指摘の部分はどこまでなのか、おっしゃるとおり実施隊員に保険をかけてとあるが、今回は実施隊員の枠組みとは別に市町村長が委託をして、捕獲者の方に委託をして撃っていただく。その方の物損等々についての保険というふうに伺っているところであるので、そこをそのまま読むと実施隊員の方向けにかけている保険とは趣が異なる。そこはもう少し理解を深めながら、適切にどうやっていくのか環境省にも随時疑義照会をしていたので、そういうところで1つずつ疑問点を潰しながら制度の適用が始まるが、うまく進めていけるよう取り組んでいるところである。

保険という話で予算をどうするという話もあり、なかなか9月1日から全部の市町村で保険に入るというようなことではないと考えている。今、どういった形で考えているかというのは市町村に照会をかけている最中なので、私共の方でどういった支援ができるのかを考えて進めていきたいと考えている。

## 7 その他

大西委員:議事の1番のところでフォーマットで、例えば30ページの議事1のところで、全部、計画も実施の結果も被害軽減目標の値が書いてある。ここは軽減ではなくて被害額を書くべきだと思う。例えば6年度被害額が20万円で7年度の被害額目標は10万円だったら、10万円軽減したいことがわかる書きぶりにした方がいいと思う。

事務局:こちらも例年の書きぶりにさせていただいていたが、修正を加えながら翌年度に反映させていければと思う。

事務局:それでは長時間ありがとうございました。以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会ツキノワグマ部会の一切を終了する。ありがとうございました。